

# 長野県と東京農業大学との包括連携に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）と東京農業大学（以下「乙」という。）は、お互いの持つ特色ある経営資源を活かし、地域社会の活力ある持続を実現するため、次のとおり包括連携協定を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、甲と乙が産業人材の育成、学術・研究開発、若者の就農・就業等に係る連携事業の実施により、活力ある地域社会の構築に寄与することを目的とする。

## （連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携する。

- （1）農林業をはじめとする産業人材の育成、交流に関する事項
- （2）長野県への就農・就業等の支援に関する事項
- （3）醸造・バイオ技術を始めとする食品製造業の振興に関する事項
- （4）農林業等に関する技術開発・研究に関する事項
- （5）その他両者が必要と認める事項

## （連携委員会）

第3条 前条に定める事項を円滑に推進するため、連携委員会を設置する。

2 連携委員会に関する必要な事項は別に定める。

## （有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了日の30日前までに、甲または乙から何らかの申し出がない場合には、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

## （協議）

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合には、甲、乙協議の上、定めるものとする

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙の長が記名の上、各自1通を保有する。

平成30年2月15日

甲 長野県長野市南長野幅下692-2

乙 東京都世田谷区桜丘1-1-1

長野県知事

東京農業大学学長